



令

和3年4月1日に施行された下川町議会基本条例

により、議員は、通年議会を活用し、休会中（定例会議を開催しない月）においても主体的かつ機動的な議員活動に資するため、町政に関して、町長などに対し文書により質問を行うことができるようになりました。

10月は6名の議員から計11問、11月は4名の議員から計7問の質問の提出がありました。

今号では、10月と11月に提出した質問と回答の一部を掲載します。全ての質問と回答については、町のホームページへアクセスするか、次のQRコードを読み取ると見ることができます。

文書質問はこちらから



## 令和3年10月 文書質問及び回答

- 1 質問者 近藤八郎 議員
- 2 質問事項 猫の飼育放棄等を防止するため避妊手術の一部助成について

質問の内容・要旨	回 答
<p>2019年動物愛護管理法が改正され都道府県に動物愛護管理センター設置が明文化されました。（現状では北海道のみ未設置）</p> <p>現在道立保健所は40力所あるが、犬猫の保護は1力所につき10匹程度の収容能力しかなく、加えてコロナ対策で十分対応できないことが予想されます。</p> <p>町内においても飼育放棄や多頭飼育崩壊で行き場を失った親猫、仔猫が見受けられます。</p> <p>そこで犬猫の保護・譲渡活動を行い繁殖防止や苦情、殺処分の減少に寄与する公益財団法人等と連携。また、動物医療機関での避妊手術（去勢を含む。）を実施した場合にその経費の一部を助成するほか飼育放棄の懸念に備えて多頭飼育の届け出制の導入など動物愛護に関して積極的に検討する考えはないか。</p>	<p>ご承知のとおり、平成24年度に動物の愛護及び適正な管理のより一層の推進を図るため、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、平成25年9月から施行されています。</p> <p>多頭飼育によって周辺的生活環境が損なわれている場合には、都道府県知事等が飼い主等に対し、改善の勧告や命令を行うこととなっており、町から改善の勧告や命令を行うことができないため、多頭飼育の届け出制を実施する予定はありません。</p> <p>多頭飼いによる周辺環境の悪化の事実がありましたら、上川総合振興局環境生活課または当課に相談・連絡を頂きたいと思います。</p> <p>また、飼い主がわからない猫につきましては、最近（10月上旬）、相談を受けました。その後、ほかの方にも聞き取り調査を実施したところ、相談を受けた以外でもあるようです。</p> <p>動物愛護の視点から猫を増やさず一代限りの生命として、避妊手術を行い地域で飼育する「地域猫活動」や「飼い主がいない猫活動」という取り組みがあり、避妊手術に支援を行っている市町村もあります。</p> <p>本町には北海道から委嘱されました動物愛護推進員がおりますので、公益財団法人等との連携も含めて相談・ご指導を頂きながら、新年度に向けて避妊手術への支援制度を検討して参りたいと思います。</p>

